武藏志料

四止

特別
14
696
237

237
特
696
237

帝國圖書館藏

手作布

手作布手世工の技作ものもとめ貢物よ生徒ども
いもて 万葉集十六 おもはぬ者経而織布
日暴之朝手作宅信巾裳成者 云々
糸宜古敝を糸使反をり物の物ひあり

一 万葉集十四 東歌の内
麦麻河泊糸左良須氐豆久利佐良左良尓奈仁曽詩能
児乃巳許太可奈之伎

山崎文庫

絶布

一續日本紀巻六 和銅六年、五月癸酉相模、常陸、上野、武蔵、下野五国輸調、元来是布也、自今以後絶布並進

大伴部直赤男

一續日本紀巻三十四 光仁天皇宝亀八年六月乙酉武蔵国入間郡人、大伴部直赤男、以神護景雲三年、獻西大寺高布一千五百段、稲七万四千束、墾田四十町、林六十町、至是其已亡、追贈外従五位下、

和銅

一續日本紀巻四 元明天皇 和銅元年春正月乙巳武蔵国秩父郡獻和銅 詔曰現神御宇倭根子天皇詔旨勅命乎親

王諸王諸臣百官人等、天下公民衆聞宣、高天原与利天
降坐志天皇御世乎始而中今尓至麻氐尓天皇御世御世天
豆日嗣高御座尓坐而治賜慈賜來食国天下之業止奈毋
所念行止久詔命乎衆聞宣如是治賜慈賜來留天豆日嗣
之業今皇朕御世尓當而坐者天地之心乎勞弥重弥辱弥
恐弥坐尓聞看食国中乃東方武蔵国尓自然作成和銅出
在止奏而獻奉此者物天坐神地坐神乃相扶奈比奉福波倍奉
事尓依而顕久出多留宝尓在羅之止毋神隨所念行須是以天地
之神乃顕奉瑞寶尓依而御世年号改賜摸賜波久止詔命乎
衆聞宣故改慶雲五年而和銅元年為而御世年号止定
賜是以天下尓慶命詔久冠位上可賜人人治賜大赦天下
自和銅元年正月十日昧爽以前大辟罪已下罪无軽重已
發覚未發覚繫囚見徒咸赦除之其犯八虚故殺人謀殺
人已殺賊盜常赦所不免者不在赦限亡命山澤挾藏軍器
百日不首復罪如初高年百歳以上賜粗三斛九十以上
二斛八十以上一斛孝子順孫義夫節婦表其門閭優復
三年鰥寡惸獨不能自存者賜粗一斛賜百官人等禄各
差有諸国之郡司加位一階其正六位上以上不在進限免武
蔵国今年庸當郡詞詔天皇命乎衆聞宣

甲

一續日本紀巻三十四天宗高紹天皇光仁帝宝亀八年五月癸丑
乙亥仰相摸武蔵下総下野越後国送甲二百領于出羽国
鎮戍

貢進齊力人

一 續日本後紀巻一 仁明天皇天長十年十月丁酉 勅相模之郡
非常賀遊、簡陳武力、寂在此中、宜令新加賞、健児
佐渡上野下野甲斐相模武蔵上総下総安房等国搜
求齊力人貢進

貢長人

一 文徳実録巻六 斉衡元年十月辛巳 武蔵国貢長人
一枚以備駆儺

武蔵野弓

一 実白記寛弘 貞治五年十月十日 頭年中行事 おなじ家示云
秀行本三国志 定家 武蔵野弓 八月十五夜 頭阿闍
むさし野弓ばかりけうの物のいとゆかしく侍るの庭中
たゝまほしのものの旅路なれはゆかしくも侍るかな
侍る武蔵野弓は世の人のたゝまほしくもこそ侍
なれ侍るべきなりけり
一月ばかり定やうき
出家の月の十五夜 武義弓引の事 侍るあやうき方
武義のまうり 秋父の郡 武蔵野弓 弦上野の弓
弦上野の弓 弦十五夜毎年あるべきなり

勘検隠没田
一続日本紀巻廿二 廃帝天平宝字三年十二月丙申武
蔵国隠没田五百町備中国二百町便仰本道巡察使
使勘検自餘諸道巡察使検田者赤田此之其使
未至国界而預自首者免罪

赤鳥　あかきとりのこと
一続日本紀巻八 元正天皇養老五年春正月戊申朔
武蔵上野二国並献赤鳥

雉子　　白雉
一万葉集十四　东哥のうち
武蔵野乃乎具奇我吉芸志多知和可礼伊尓
之与比欲利世呂尓安波奈布与
小岫は名所なり あしびたゞ小岫之ほとりにある雉子の
雊雉立わかれしが如く ちぎりしまゝにあはぬをなげくなり
一類聚国史 出続日本紀 高野天皇神護景雲二年六月
癸巳武蔵国橘樹郡人飛鳥部吉志五百国於同国
久良郡獲白雉焉
一壹万五千首哥合　雉　後鳥羽院御製　○まき木抄五
むさし野の雉子やいかにうちはぶきかりてはかへりをなく

一 六百廿三人云雀雄十一羽 陸奥国より献ず

武蔵国より雉子雄一羽 ○日上

一 勅旨

六百廿三人云雀 お国より

武蔵国より雉子雄一羽

白雉

一 [illegible]日乙巳 移德[illegible]皇 神護景雲三年六月

癸巳武蔵国献白雉、勅曰、朕以薄德、謬奉洪基、君

臨四方、[illegible]百王、善政未洽、無競情於有章、淳風盛

駛常駛念於叔季、於是武蔵国[illegible]樹郡人[illegible]

去去五百里於国郡、獲白雉獻焉、昂下群

卿議之奏云、雉者斯地臣一心忠貞之感、白色乃皇

[illegible]光照臨之貴、玉号武蔵、既呈瑞於崇文之祥、郡

称久良岐、明宝暦延長之表、姓是吉志、則標兆民之

来之心、各五百戸国固彰、五百戸貢之殷、朕対誠嘉、既

思愧寡德、皆者隆周刑措、誠裳乃致豊碩、升平長

門、永載永言、宜徵国可施、惠宜武蔵、玉天平神護

二年、已往正税未納、皆赦除、又免久良郡今年田租

三分之一、又国司及久良郡司各叙位一級、其獻雉人五

百国宜授従八位下、賜絁十匹、綿二十屯、布四十端、正税

一千束

一 文徳實録 巻十 天安二年秋七月庚申朔甲子、是日武蔵国上白雉一

〇〇
淳和天皇天長四年 青庚午武蔵国献白雉 延史 石六十五
平城天皇大同元年八月乙卯武蔵国献白鳥 賜獲者伊福部浄主稲五百束 延史 百六十五

按するに

ミやこどり

按するに古人さまざまの説ありといへども白鷗なる事疑ひなし 但し鷗に二種あり大小のちがひあるのみ 今東海濱土俗の方言に大鷗を海猫といふ 其声猫の如し 食料とする 大さ鴨の如し 小なる物は鳩ほどありて其色細しいきし 墨田川などにあるは此小鷗之常に此所にすむ川にあらず海にのみすむものなれど海鷗とも待かへし作しすら南の風吹りて海のあるる時は遠くよる 飛去て波静かなる時墨田川の辺りにも来る 京都の人は海に遠くして此鳥をたに見ざりし 只物にきく人ほどのことは知らぬ様ら是のこといふ 然れども此鳥はこころは足と觜とは赤くして体は白しいはくしきさまれは都のさまひなにはみへしやうはしれ 誰その人か知るまい 名付しなるべし

彰考

一寛永紙屋記中に云く「去る頃川まもりて云ふ彰考
川上に彰考たづぬる人さて人さらに
なし彰考は陽田川彰考と男女の
二字同名にて見へよ陽田川彰考
なるべし人あきらかにまもりきりて
なるべし

一古今集十九 覇辰 左京業平彰考

去る頃川のほとりまもりて

一夫木抄 業平

彰考 陽田河原より出で問ひ人に彰考

伊勢行記

一慢窩文集 巻三 角田川詩巻序 角田川条下に

一世説物語下寛永下の話行 いとこ人病重たる我妻
の去事の後ほのまもりて去りけるかとて
もとの所ぞ
もの去事はかなくはかなくも思ひ
多くもありて一首ありきとぞ
我ゆけば水もうらみぬ陽田川深いかなる玉木なるらん
川はまづうしてあのの田をとりまきて白きものの
あるいも行ゆくて彰考形人彼物語に侍て彰考
なるべしと云て一首
彰考なるいざ事とこそ思ふ我あり方を人なるらん
云月も心なし川神田なるさしてなりけり

一両辰紀行 元和二年青林堂 都多京角田河の物語
世事の人にて京より領て侍りて見申彰考
あきの時の大いなる事なるこの多 蛙を彰考ちく喰ふ

濃き濃き一葉の河竜形の宗口恨春自從在五詠
平後流水竜舎殺人

一井堤坊

一日本国事跡考　林春斎寛永廿年　武蔵国隅田川在武蔵下
総之界水深有舟有鳥曰都鳥啄足皆赤形似鴫俗訓志ギ
好食蛤昔在原業平東過詠和歌

一紫式部卷五　隅田川千住川の末流多川の上に三月十四
梅花の盛りなる年侍の人多く
の事は　都鳥と云ふ鳥も初て
多くの人ごとに尤多今
り白鷺の事に嘗を足
大きく白き鳥の形大きく形
河辺の都鳥の人
一年の梅川華仁の親王江戸
隅田川都のつとにまもるべし
江戸自是武蔵国
の事

義経記　我山にて　
さて江戸いにて

擬ぜしたる所の光景を見るに自然の事の趣物之段

三河の国日路は しもあまたの所 越えつゝも見れば見る所

是は下総泉の名の所の所 角田川の別名あまた所

をりふしにもへて

一 南郭文集初編巻五 墨水詞八首寄鳴帰徳其之 在五祠

此処王孫遊 煙波落日浮 自看洲鳥白 京国至今愁

一 或書 浄土宗の院の寺 長禄の比江戸より木母寺建立

入れまじりて 上総の事ありやすて隅田ありし擬ば

梅若丸の事ありし故は道灌の隅田川の名ありけり

信ありしさ故都の孫はおとりしへ勅宣ありけれ

に道辞す

年ごとれざまりしきへざるし 故事もとへ所 常の花はあれども

身にみてまりし擬ば 帝その名もしまに感ありて

ふたしまへ所に寄

武蔵蔵にはやりしの擬ぞ ここでまつ所 三春の花も

此の劉衣にさきれし僧ば 道灌ぬしの冥加ありしこそ 語ればこそ

てしをたりをそ

康

一 万葉集十四 東歌のうちなり

武蔵野尓宇良敝可多也伎麻左弖尓毛乃良奴伎美

我名宇良尓低尓家里

卜部肩焼の事は神代の見へたり 是古語康の肩

前をとりて焼て占をうらのふ 康は武蔵たるなりと(?)

[illegible]

武蔵国[illegible]の産を用ゆる事なり

雷獣

[illegible]郡幸[illegible]領[illegible]村袋新田のうち花田村[illegible]

雷落ちたりしの雲[illegible]見れば[illegible]き

獣[illegible]足こごめき居たりしを宝暦五年[illegible]月十六日

の事[illegible]十七[illegible]でせて[illegible]

[illegible]

其年中犬の程なる[illegible]

所々[illegible]て耳はゆ[illegible]

如くにして[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]

浪枕

一陸奥国人、[illegible]五寶永年中、武蔵河越の[illegible]の枕を出せしに、あじたで[illegible]鎖[illegible]の[illegible]の[illegible]枕を[illegible]智[illegible]の[illegible]を[illegible]枕[illegible]を[illegible]人ぶり、一壺の價[illegible]枕[illegible]を[illegible]を[illegible]壺[illegible]壺中[illegible]枕[illegible]世[illegible]枕[illegible]餘[illegible]枕[illegible]年[illegible]枕[illegible]化[illegible]

無戸蛙

一[illegible]彰信[illegible]志[illegible]江戸山[illegible]川[illegible]山[illegible]蛙[illegible]開山[illegible]養上人[illegible]勅[illegible]蛙[illegible]今[illegible]世[illegible]吉[illegible]川[illegible]蛙[illegible]戸[illegible]西[illegible]書[illegible]元[illegible]陶[illegible]蛙[illegible]録[illegible]太[illegible]間[illegible]宗[illegible]潛[illegible]日[illegible]若[illegible]木[illegible]駐[illegible]懷[illegible]無[illegible]特[illegible]辭[illegible]亂[illegible]終[illegible]無[illegible]且[illegible]太[illegible]命[illegible]近[illegible]侍[illegible]流[illegible]曰[illegible]毒[illegible]慣[illegible]毒[illegible]惱[illegible]人[illegible]耶[illegible]自[illegible]甚[illegible]毎[illegible]鳴[illegible]敬[illegible]至[illegible]今[illegible]世[illegible]雖[illegible]有[illegible]毒[illegible]而[illegible]不[illegible]作[illegible]戸[illegible]浄[illegible]仁[illegible]宗[illegible]入[illegible]京[illegible]誅[illegible]あ[illegible]西[illegible]王[illegible]阿[illegible]離[illegible]答[illegible]筆[illegible]迎[illegible]武[illegible]宗[illegible]即[illegible]位[illegible]時[illegible]大[illegible]德[illegible]十[illegible]七[illegible]年[illegible]世[illegible]祖[illegible]四[illegible]京[illegible]而[illegible]仁[illegible]宗[illegible]謎[illegible]登[illegible]大[illegible]寶[illegible]別[illegible]知[illegible]元[illegible]

者天命所帰豈行在之所雖未践祚而山川鬼神
以陰来相之不然則蚩蚩微物耳又能能令
者乎但近年不時之所異美之見聞相似たり

研中潜龍

一寺号雑談集第五　武蔵の国の人語りて曰武州の金川
の村名云大石ありて国の長部の城郭ありて今いにしへ
芳名海金盥の附禅寺の寺号清泉寺と称ず古人ずう
泉湧あり出す霊宝の硯一面を水滴に清泉寺と称
ず一寺号拾遺記に芳名和歌の書写と
或年の春の比方丈庭に書院の押板
の硯に亜ぬの陰より明て出る人
すなはち庭に降りて見る年の時
硯硯の寸一二分ばかりの人
立てこれを硯の中に出たり墨出の
如くにて二つ三つ出るなり板
板の上のまり水もこぼれて
穀もこぼれて云て庭の上にすりの
投入之泉湧出庭より出て池に降りて見れば
中ほどに神出れば見るに大なる形の蛇
なるべきと云人すなわち人
去てまもなく庭に降たる雲
忽雲りて蓮池の水揺動
雷電庭に落て消ぬ

仏法泉湧喝食出現
七光仏元出現

[illegible]寺焼[illegible]て[illegible]人皆[illegible]書れば寺[illegible]
肝をけし遠慮して雲霧田畑[illegible]
雲中[illegible]の所見[illegible]
[illegible]尾の先[illegible]
雲晴て[illegible]人皆寺[illegible]
[illegible]れば石木も泥の[illegible]
游泳[illegible]
[illegible]風の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]
千年[illegible]
天[illegible]
[illegible]

[illegible]事千年の間[illegible]
[illegible]
寺の[illegible]

○今年[illegible]
[illegible]
文明の末[illegible]

仙[illegible]未[illegible]入[illegible]自[illegible]
或[illegible]過[illegible]
不[illegible]持主[illegible]
仙[illegible]

一東叡山[illegible]自然[illegible]水源[illegible]
[illegible]人[illegible]遠[illegible]海中[illegible]
[illegible]

一四五年[illegible]牛[illegible]内[illegible]

[illegible]ノ時スサマジキ音シテ落ル雷
落ルカト長瓦ニ住ケル 石屋 雨止デアヲ開キ出テミル
ニテ石ニ手ゴロノ石結一ツアリ 此岩ヲ砕ミルニ黒キ物アリ
其時驚テキニテ誘来ルイヅクノ山ノ岩ナラシカ 甚砕タルヲ
中島常 ヨリ遠 [illegible]世ノ持ス

石神井の魚（ミヤリヒ）

一本郡清志ニ武州豊島郡石神井の池の魚ハ
皆鱗ヒ[illegible]ヒ井の形ヒあり 此水の時此魚田備へ
海き七まきと市の人数ひこりて[illegible]
の仕者ヒ[illegible]

大亀

一本郡清志五武州豊島郡の中ヒ[illegible]
[illegible]の時の形ヒ海ヒ[illegible]
ヒ[illegible] 甲の大サ径六尺ヒ[illegible]形を
[illegible]の所の地ヒ設ケ[illegible]猟ヒ[illegible]の近ク
あれば 此事
[illegible]ヒて[illegible]
ヒ[illegible]

今年[illegible]亀[illegible]
[illegible]年事ヒ人ヒ郷[illegible]
有て海[illegible]の中ハ[illegible]
[illegible]事ヒ[illegible]
海者ヒ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

無名大魚漂海

一北条九郎紀大魚死事 寛永三年十月

近国の海辺に名なき大魚多く死して浦よ
り海あがり三浦が岸に打ちあげて漁人中に
脂をとり異香既に四方に充ち山谷に満る
程の臭気早速に捨べき中に遠いび安早去
りて田畠に捨れり

○今年の
行方なき鯨 右鯨説様氏物語に出
の別説の通り今年の行方
再問て年月を考ふべし

甲香 こうかい

一洗貝の殻に形甲香に似たり貝のうつくしきにて
殻の内に生ずるなり甲香は貝の殻を武蔵国
金沢の浦にあるものを取なり

一新世界記に云ふ世にこれなきものなり
取形すること難し
其物は薫物の方に新方ざいして
世にもなし貝のふくれ方
新方の甲香ふくれ方
宝蔵にてふ

むさ一名てふ
新世界記に云ふ今の世
稀なる甲香
ざえのふくれきざして今は
の蓋を甲香
今所々にあるだけ

一本艸圖注 ― 今醫家稀用、但香家所須又有大小
用小者佳也、可聚香使不散也
一 和名抄

葭(ヨシ)竹

一本[illegible]云 [illegible]足[illegible]
[illegible]竹[illegible]云 [illegible]竹の如く細き竹にて葉小花のまと
[illegible]云 [illegible]

神田(ジンデ)付[illegible]天の社[illegible]

[illegible]竹[illegible]

一阿波[illegible]注 [illegible]竹の葉[illegible] 黄芩を出す
又山[illegible]竹[illegible] 和黄芩の[illegible] 即宜園に植ゑ[illegible]
別表芩日本[illegible] [illegible] 延[illegible]
今[illegible]芩[illegible]
生[illegible]毛[illegible]七月比紫[illegible]
[illegible]醫[illegible]形の如し 根小寄根[illegible]

[illegible]

むきい菓

一紫一本葉にむきい形ちぎ形ちの[illegible]井戸
を通りて切り出し上にの血のごとき[illegible]今江戸に
白き菓子の称にて芋金目貴の如くにて白き花[illegible]
むきいとは[illegible]野ちぢちぢみ
年禮い高井上ノ西北裏通朝顔の南 野菊ハ黄江山白ハ神
何方にても田舎道に多く有り京都摩江方にて[illegible]

ノ菊ノ名所ニ出野菊ノ小輪ナル物ノミ也花壇ニ作ル菊ハ曾
テ無シ

三ケ月

一まつ木松七 菖蒲 ――― 卜部兼直 現故古情
あやめ草 桜山の沢の[illegible]根ひ[illegible]

紫草　むらさき

一紫草

○小野小町集

むさしの野のいろそめにもつまれ

○古今集雜上

紫の一本ゆゑに武蔵野の草はみなこそ見えぬ

○後撰集雜二　詠人知

むさし野に神のつまこそ紫たつねてしめき

○接骨

うけらの花

一万葉集十四　東歌

古悲思家波素氐毛布良武乎牟射志野乃宇家良

我波奈乃伊呂尓豆奈由米

或本歌曰伊可尓思氐古非波可伊毛尓武蔵野乃宇家

良我波奈乃伊呂尓低受安良牟

○支木扨

蓋茅の花に開うつはまて云ふ

くいたるものをれいとの男ひのまてうけあるきよたるみタ之

和我世故乎安村可母伊波武牟射志野乃宇家良我

波奈乃登吉奈伊伎母能乎

安掃部頭伊波武八幡宮のもいたんに此花開初るを
尋ぬるまで色もこのまゝにうつろはぬ心ゆへ歌
さゝ山へ歌陸奥紀ゆ止支者久ゝゝゝ者年の言之

いとわゝ

そ中の蔓草之菖蒲の如き蔓延る物なれ
形良ゝ云ハ連綿の言葉にて波ゝ
ゝつゝされゝゝこのゝとゝそゝ形狀ハ手俣ハ芝米の
如きゝものゝ見へゆ

一万葉集十四　東歌のうち

伊利麻治能於保屋我波良能伊波為乃都良比可波流
奴流和の尓ゝ多ゝ要ゝ多ゝ称

入間郡の入間川のうゝ方ゝ生ゝ茅ゝ草の
茅ゝ草ゝの如くゝ長き縄の如くゝ
弥思ゝ思ゝ者ゝ可ゝ
可ゝ麻郡ゝ能ゝ可ゝ保ゝ良ゝ我ゝ奴ゝ麻ゝ能ゝ伊ゝ波ゝ乃ゝ都ゝ良ゝ比ゝ可ゝ
波ゝ奴ゝ礼ゝ郡ゝ追ゝ宇ゝ奈ゝ多ゝ要ゝ多ゝ称ゝ
物ゝ

むさゝ野ゝ

一紫ゝ草ゝ茎ゝ也ゝ　むれゝ野ゝ　ゝ笹ゝ城ゝ　也ゝ波ゝ　ゝ井ゝ戸ゝ
面ゝ　ゝ世ゝ上ゝ　ゝ所ゝ也ゝ　ゝ言ゝ　ゝ風ゝ　ゝ田

二作りて毎年絶えずに風味すぐれたる素麺を作らんと
なりしが和の師なる加藤氏にて三年一生を休て作まぶりし
也まるに世の武蔵師なりて廣く世に知る野辺なれば毎年
麺を作るを和なる新国氏に作るまるに麺
毎年麺なりと風味優しやうなりて

蕎麦　あるひとも
一本所に住る人の名なりしもの真蕎麦の所の方なるふ
司の設を自称するあるなれども蕎麦のくり出しの味
まるまるまぶり

茄　あるひ
一支木　おの　琴未
武蔵師なるもの一一の多の俗ふ古歌の茄のうえりを　藤人ふる和

蕪菜　ゆれあす
一支木　おの五　永久元年百首題　仲実卿詠

春ふかき山の池のしらなみに　[illegible]

草葉

一丈木梅　[illegible]元年春咲百首　為憲

むさしぬ[illegible]

五色梅

一本野信濃志に武蔵野[illegible]小平村真言寺浄土宗境内
に五色の花開梅あり　幹は五人開に紅白黄あり　[illegible]色
梅花の如く　五の葩（はなびら）　おのおの様の形の有さまにて紫色なり

玉ぶちを五たるあるうち調き節あり白の葉（しべ）の蔓の
如くなるもの一枝ごとに花咲なるなり　[illegible]
雑ぶて所々に咲　又幹も一株に咲花あり白の方に五つ
木ぶちの中に地形なり　[illegible]
塔一白に一又に咲なり

青梅村の梅

一本野信濃志に武蔵多摩郡青梅村の金剛寺庭に大木
梅あり花は白梅にまいかく時に至て青　[illegible]
青　[illegible]
[illegible]中に蕊を[illegible]

青梅を以て南京に宗平邪門の術新伝すと云
事動ハ邪門の建立こそ梅ハ
今男ハ梅世ハ男の
梅ハ
千年を経じて梅木の
ちぐさ
梅たりと云

胡椒樹　こしょうのき

一阿波国に採薬使記に椒ハ胡椒の木と云者あり
其葉柳の如くして其色これハ鄭ハ白汁を出して
其実胡椒の如く色赤く味辛くこれを食ハ舌上を
焦す事甚しく毒あり喰ハ必ずこれを解ち

其外の芸花ハ芸花ハ芸云○副墨云今世に多く胡椒
云云の二種あり一種ハ木にして沈丁花の如く花も沈丁
花に似て白く胡椒の如き実を結ぶ色赤し　漢名白豆蔻香
云云相伝者是を見たり一種ハ蔓にして形きの胡椒
云云とのみ伝たり　この比書に
生ずる事甚多木の高二三丈
都て花小梅に似たり
小味辛く
一つ

蹢躅花　ちぐさ

江戸深井の半蹢躅花を
世事一年不一き事なり

盆ハ見物

一 儀墅集九　深井村跡躑躅花

映山愁水帶蕭風、珠璃玲瓏闘紫紅、往日唯聞羊

跡躅、今驚異種百般濃、

深井村木や行者行基の元中元年の開山なり、

百年余りの大きなる樹が樹蔭を為す

部墓

東海寺

石塔寺まで見物する

東海寺より郵の中下谷

一 儀墅集九　孟冬念五日、笠浜中村伯行往観海晏寺

紅楓賦　即興呈伯行

城南楓樹傲霜初、嫩蘂紅黄花不如、笠浜雅儒聴

不寐、投筒走如来湄寺路経碧浪寫、毒舟我自坦

途泉竹興水陸異行、君莫訝、扣過處々地仙庵、

説平生喜白鷗、底事今朝観楓錦、豈従頸巻絶情

流、慈愛男霜義氣凜、乞称名品楚岸笑、江一併收蕭々郵寺好會飲岩過

對立欲振叢林下、徘徊思婦猶思遠、物外樂悠久性固、無詩話之之獨有陶謝

手、誰道暮鐘忽促帰、紅霞相映在山後

海晏寺紅楓

郵寺霜楓動詩興、幾人坐愛為停車、織成錦繡滿

林叟、深出聽晴二月花晴輝鉢射亞日鋒色遠連
東海霞驚見高雄秋後景、巨靈一夜置天涯、

鐘

楊樹郡川崎村勝福寺鐘

一上総国望陀郡太郎良浦村の東の堺に市場と云ふ所あり
此所に坂戸明神の神社あり武三正年二月雄神と奉
なるを云ふ此宮居古きしるべなりしかばこの
鐘撞堂の社所より古鐘
の物にて今の制作ふ方なきの
元亨弘長三年癸亥武蔵河守藤原朝臣
今按ずるに弘長は八十九代 亀山院の年号にて鎌倉の
平時宗晨明寺殿の年号なり明和元年まで五
百年既に五百年を過ぐ只今の戰乱の奪
取なるべし特別の古鐘
事いと多し

野寺鐘

河内

一摂津国志記中河内誌に
所載の寺鐘の名所なり寺の
なりて古の庭あり
むかしは野寺と云ふ
此あたりは野火を焼き城を
今なほ冬に河内国堺海郡野寺と云ふ

山田寺龍門寺の鐘

世鐘は本田村の新宮寺に云ふ時宗の寺より貰ひ受こ
ちらへ云ふ破れて[illegible]の人丈[illegible]
聚の人まるうまる　却[illegible]
慶永十六年[illegible]世寺[illegible]
室暦末の年の作る　焼破せ[illegible]

三千坊跡の鐘

一紫一本巻六　武田氏田地[illegible]
坊跡と云　水上る鐘あり却秋の比世[illegible]
人より金國と云者の　詩

古寺駐蹤野水中、花鯨化去入龍宮
都盧丈地一圍鐵、百八鐘声荻上風

蓮花寺鐘銘

一叫山集巻八　蓮花寺鐘銘并序　辛卯之秋余偶遊平江湖
有客問余曰世未設教唯在言説乎余曰唖魚語世諸佛
施教蓋有六焉何曰六焉曰色焉曰声焉曰香焉曰
味焉曰觸焉曰法焉山花野艸之為色也松風杉雨之為
声也沈水薫陸之為香也醎酸苦辛之為味也軟滑温
凉之為觸八方象森羅之為法八鼇莫非教矣且夫如他
方世界眼見佛光身觸天衣鼻嗅衆香心觀諸法這等
事機一一悟入但此土耳根最利是故諸佛以梵音声
發動衆聽現在滅後未依聞声而聞悟者解矣経曰

此方眞教體清淨在音聞莫如此也、客甫然而甲邃哉
言也豈易聽乎、鏤于金乎、刻于石乎、顧我之知已嚮者鑄
鐘掛著于州郡蓮花精舍、未及作銘、幸哉、諸勒前之
言、代之銘詩、乃音聞教體之事實得其說也、余曰、不是
難聞載滿竹帛、止莫誤鐫爲、客諾勒矣、予遂不辭又
爲之銘曰、

六塵教體廣被迷羣、但此此土、正有音聞、華鯨雷動
大與法雲、國家響應、長降魔軍

淨心寺鐘銘　山石刊

一、此山集卷八淨心寺鐘銘并序　古者論此創字文、
二者之難矣、蓋無此創莫成字文、無字文莫遂此
創、然者皆難矣、哉武江淨心寺、山号大覺、開基祖曰
日氏、乃以天文十九年創之、而九世祖曰日眞、方此之時、
江府大火、因移地於山石刊、大揚眞之力、遂淨因亦
感未幾、仍殿方丈及廚庫書院、燒乎新成矣、丈拯
智而題此、法界絶封疆、絶才所分不礙、塵刹有、我
貴王之土也、觀彼久遠猶如今日、七古乎也遠近而不分
却頃者、我貴王之時、由此觀之、唐內之舊此蹟引
之新基、內外雖殊、均是我土也、昔日之開基、今日
之再興、今昔雖異、均是我時也、且以今日之比昔
日、要今昔不二、內外一相、古之所云此創字文、二雖

相并二師之功、不亦茂矣、有斯人焉有斯寶焉而
又欲撞鐘告四方、以弘大法矣、鐘成乞銘於余、雖以
固陋不克峻拒焉、銘曰

淨心為眞因大覺為眞位、名是實之賓、以名山
与寺已離文宅、塵新間石川、世世常寂光、如無
東西異、莊嚴淨佛國、斯備晚成器、便擊其聲
聲共醒無明、聽善哉、集漸大音、声作佛事

赤坂圓通寺鐘銘并序　武州赤坂圓通寺

一艸山集廿七

赤坂

募鑄十行銅鐘、備平十二辰之候、案大集經菩薩應類
悲願、化作十二時獸、在宝山中、修法緣慈、而一切精魅之
主、制彼撓乱、護持世界、圓通之拳、其意在茲、住持僧
某、以於人乞銘、拾余、因以二二獸并之句、勒為十二韻、贈
焉、客曰、雖然如其似、遊戲何、余曰、諸佛菩薩為羣類
示種々身、現種々土、設種々法、以至吹螺擊鼓鳴鐘、悉是
其不遊戲、故云遊諸世間、如幻師也、戲、余亦窃學之人
也、會作此銘、又遊戲翰墨、為佛事、其為似遊戲也、亦宜銘
曰

氣山流光、人未驚、牛王出世振梵声、虎狼野于氣
縱横、兎角方便誘羣情、龍宮高冢擊萃、鯨蛇室躰

破覓心生馬腹忽変聖胎成、羊鹿牛車休復轟、猿
啼霜降月色清雞人未唱客先行、狗不夜吠王舍城
猪觸金山轉峥嵘

妙法山蓮華寺鐘銘

一妙山集卷八 法妙山蓮華寺鐘銘并序 蓋軍妙法雖
解、以蓮華況之蓮華則有施開廢之義也蓮華之外
亦宜者、惟鐘也已、何者為鐘施模乃為實施權也模
開鐘現乃開權顯實也模廢鐘成乃廢權立實也
擬其本迹亦人力矣止譬喩而已哉圓空為鐘空即
空也鐘即仮也聲從其中出豈非中道乎、鐘之畜
微即三諦之妙也如此、東坡所謂声深無有出、遍
滿無虧空者也江右蓮華寺、山号妙法八代守主
日暉、欲造一大鐘以備法器、空雲尼、法諱日妙喜捨如
干貨、不日成之乞銘于霞谷山人因叙鐘之為德而作銘曰
法界為體虚空為声、寂然不動撃之則鳴、法輪時轉
長夜夢驚、惑塵惟警妙果自成、如是大器不知所名

唐物戸帳　　幡屋郡世沼村

一度量衡考上　武邑幡羅女沼村有古祠、其帷用具深青
閃大紅鴻鵠連雲、嵌八寶紵絲壹疋長肆丈、闊貳尺、重
伍拾兩價銀　栄両貳錢、經該提調官布政使司右布政
使姜恩、右布政使揚應奇、辨驗官布政司分守道、右
參議吳天壽、按察司帶管分巡道僉事徐先啓督
造管解官邵武府通判錢一溝、機戸袁宗太、巡按福
建監察御史胡志夢、按嘉靖古物也計　洞貳尺當吉
邦今貳尺貳寸五分、以驗今裁衣尺相符、乃知明裁衣
尺吾邦今壹尺壹寸貳分　伍釐明量地尺、吾邦今壹尺
零捌分

古錢

[illegible]年辺源[illegible]寺南の方町屋の裏の方も菜園を開き
[illegible]て小世の生[illegible]ち[illegible]を堀を堀
堀たるに　銭三貫六百文を堀出せり　[illegible]元文元年　未九月
三日の事[illegible]翌四日[illegible]
了又銭五貫文余堀[illegible]
出せり埋[illegible]
寺畑の内より堀出る唐銭　八貫七百文を路頭[illegible]

永乗通寶　三文高[illegible]
元祐通宝　三文百一文
開元通寶　五百九文
熙寧通宝　五百五十八文

元豊通寶　三文五百五十文[illegible]
皇宋通宝　五百五十三文
開元通寶　五百四十一文
至元通宝　百廿五文

祥符元寶 [illegible]文
大觀通寶 八十二文
咸平元宝 百[illegible]文
天聖元寶 三百一文
嘉祥通宝 十八文
天禧元宝 九十三文
宣德通宝 八十八文
淳熙元寶 三十七文
宋元通宝 二十文
大平通寶 三十七文
大定通寶 三十七文 内三文裏に甲字あり
慶元通宝 三文
開平元宝 二文

紹元聖宝 百五十四文
聖永元宝 百九文
政和通宝 [illegible]
景德元宝 四百四十八文
嘉祐通宝 [illegible]九文
淳和元宝 五十九文
正隆元寶 十二文
朝鮮通宝 三十文
弘定通宝 十九文
宣和通宝 十八文
乾元重宝 三文
大中通宝 三百文
大宋元宝 三文

淳祐元宝 五文
[illegible]文字あり 或は文字消えて 雜見[illegible]古文字
内種々[illegible]雜見[illegible]

涅槃石

[illegible]曼陀羅石

一本郡志に江戸芝三縁山境内に泥塑菩薩曼荼羅
菩薩の像を彫付たり即泥土浮彫
面像を彫付たり
○泥塑石ハ長さ三尺巾五寸泥塑像の上方を
彫付たり畜獣等ハ悉く備りれども図幅
が二寸ニ付刀鉞目貫の細工の如く精巧の仕様
重忠の鞍置石
一本郡誌に武蔵秩父郡浦山村荒川の辺に秩父重忠の
鞍置たりしと云て高さ三丈ばかり大さ上り巾三丈余猶
三段ばかりの上に鞍形の窪あり浦山村の常に
水乏しく百日の旱魃ニ此水涸る事一切世上旱魃の
の年此水をうけるあり三段に築造せし事の用意
てあるべし晴天雨降て一面にくくるは
大抵やまをうけて流れ出る車軸の如く
ふりて雨の水乏しきの如く一切ふらざる迄雨止事なし
鏡石ハ京都北山金閣寺より石門に往道より
又小鹽山勝持寺にアリ黑水晶の光り
金鎖り鏡石も其類なるべし
硯石
一本郡誌に武蔵国児玉郡金鶏村社の山岸に大石あり
大さ八尺ばかりにして平なる所を表にあらはれたり
長さ丈五寸ばかり柿色にして光沢あるべし人新発見

[illegible]十[illegible]きなる金頭神社の[illegible]
大社之金頭寺天台宗の大寺之東叡山末寺也地[illegible]後
のえこと所あり

一張僧鑒濟湯記曰石鏡山東有一圍石懸岸明淨照人見
形[illegible]見へまゝ文撰入彭蠡湖口作詩謝雲遲擘岸照
石鏡牽葉入松門之見云〻[illegible]石の事一こ

[illegible]

一[illegible]俗語志五江戸[illegible]因社の[illegible]社[illegible]丸きたの[illegible]水鉢[illegible]
[illegible]品[illegible]去の[illegible]者の[illegible]者[illegible]先年[illegible]慶の[illegible]塚
[illegible]汗[illegible]事[illegible]之[illegible]見[illegible]之[illegible]

下[illegible]見へ[illegible]ありけ[illegible]後[illegible]き事[illegible]
[illegible]因境内[illegible]鉢[illegible]去[illegible]
[illegible]水[illegible]目を[illegible]眼病[illegible]
[illegible]誰[illegible]自[illegible]云[illegible]け[illegible]

詮石

詮森[illegible]井神社の境内[illegible]
[illegible]山[illegible]無[illegible]明[illegible]年[illegible]森下[illegible]
この事[illegible]
[illegible]今[illegible]
遠遊記行山寄間奇明暦四年　鈴森此社舊有一石轉之
則其声如鈴近人衛去云　誰子盜鈴石、定其掩耳行人間雖不知幸奈
鬼神情　識

武州荏原郡鈴森　磐井神社　鈴石

社傳曰神功皇后長門国豊酒御舟ニ止給真砂上ニ有一石應神天皇降誕ノ時御産屋ニ被置其後筑前国香椎宮納給豊前国宇佐宮ニ遷後年宇佐勅使神祇伯石川年足仍神勅奉獲此石石川家三代相傳延暦元年中納言石川豊人武蔵国司トシテ玉川ニ居住シ當社ニ此石ヲ納メ石形雖甲ニ似テ音響アリ故ニ号メ鈴石ト云ヒ

此於石を監ものを見ハ何方ニ有ても森ハ悉石川の寄石ニ葛山鳥石号ル事ハ森ハ悉ク石ニ成たゞし於石ハ何方おさを石を改て鳥石を号スルたゞし於石ハ何方外ニ有て石あるもの此ハ置ものを中村源左冨士の根ものを来ル於石ハ有きたるけれる

石川系圖

蘇我満智正二位

雄正子　連子　石川安麿少納言賜石川　石足参議九大年

韓子　高麗　稲目大臣　馬子大臣

年足能二位兵部卿元納言　名足　豊人中納言武蔵国司

鳥石

鳥石を於森鈴井神社ハ悉の社内ハ有ものを

俗ニ奪石を以鳥石山人我手ものを以石を

鈴ものを初を立て事郭者を語を作ものを

一事郭文集三編　巻八　鳥石銘為君嶽

匪日匪星、烏石天墜、不黄維烏書傑所、鉞取而祠之
穀城是視

海辺支雪画

一紫一本ニ東叡山云ハ悲ヶ岳さいのゝ谷下之清水観音堂
ニ海辺支雪ヶ古反無坂の絵画あり所ニ寄の任判
○今案ニ此画今ハ清水ニ移ル

文七元法

一紫一本巻二永坂古木の梅本府東人下ゝ之ゝ奈保ヶ谷ヶ
ゝ古因幡山城ゝ国守の方の坂ゝ云世坂の下ニ有ては文七
勢法ゝ元和の元法ゝ梅ゝ之文七ゝ云ハ世の梅へ
初ゝ之ゝ たづゝ ゝ 拾ゝ ゝ 武者人の物語ゝ ゝ 文七ゝ云ハ
元法ゝ梅ゝ拾ゝ 拾ゝ 武者の下の名ゝ之ゝ十ゝ さ拾ゝ 元法車
用ゝて ゝ 法ゝ

金沢山米饅所

一紫一本巻二待乳山金沢山ゝ聖天ゝ云聖天
の社ゝ之ゝ 浅下の町ゝ 聖天下ゝ云世待乳山の社 聖天下

て米饅頭を売る事は根本は鶴屋といひし菓子屋之
逸法が
根本とは林康の鶴や彦兵衛が米まんぢうは玉子形にて
一江戸名所図会五巻にも山の事はなくてゆきすぎ流れたれども此所の
饅頭は形も大ぶりなるを三ヶ所にならびたるをくれども一ヶ所に
まんぢうの事は金沢山で日本にしるしとどめかひとつもしるさず
米まんぢうを佩たり

金龍山米饅頭今ハ断絶ス此処ハ是ヨリ古物ハ所有ノ
石皷坂ト號タル坂ニハ小祠ノ六大寺ノ石像ハ二百七年ニモ
及古キ物ナリ

国境四至　武相境抗在　武橘樹郡程谷　相鎌倉郡平戸　矢倉ハ相中ニテ平戸ヨリ又先ナリ

戸塚境杭
一癸未紀行　林道春　寛永廿年九月　矢倉坂在戸塚東一里許
十八日是武蔵相模境也
関左風烟湘水雲、今看俗習異曾聞、擔夫向客聊饒舌、
古相武二州従此分
只今は武蔵と相模の界杭は矢倉坂にあらずしてまとなり

世子[illegible]長渡坂の中腹より武蔵の国い橋樹郡
稲毛谷右[illegible]方横の道い論[illegible]郎 平子村[illegible]の縁[illegible]合い
[illegible]て[illegible]指示抗[illegible]て 堺の地蔵[illegible]て小堂あり矢[illegible]
やがて[illegible]横の道内あて平[illegible]村[illegible]うう先[illegible]あり[illegible]
遠心[illegible]て[illegible]あ[illegible]事[illegible]て[illegible]未[illegible]西の時人の[illegible]
やて[illegible]ものの[illegible]ぐも[illegible]年[illegible]ものう[illegible]
の三[illegible]事[illegible]さ[illegible]
――[illegible]

廿二日
[illegible]を 城[illegible]徒夫[illegible]の役人[illegible]
を 味[illegible]中[illegible]以下中[illegible]
徒夫[illegible]附[illegible]
[illegible]又徒[illegible]の[illegible]上[illegible]

廿三日
徒[illegible]の[illegible]
[illegible]礼[illegible]
達の[illegible]人[illegible]礼[illegible]
西刻[illegible]
[illegible]
の三[illegible]
退[illegible]

の賣買の約ありしに依て別の手紙にて大分見て下馬
おる筆次を梦る事を猶さ一言之

十三日
東叡山の元三忌眼の為に師第の代拜兼帰
因く腹痛堪て大原加持の湯を出す事つゆ小柱木
沢樹の事あり

十六日
諸方社諸社法華の祈願法の所に行て大原城大原

百万遍師あり先例の通て終上初夕
○因の芝新明寺あり年始あり寺人那京本堂を
飯倉明神社へ社頭十五之人皇六十六代一条院
の御宇寛仁元年中二あり大原院宮の事にて
世所る神請〜年〜

八日
上野東叡山御彫〜師成吉郎の後法大名岩井茶
ゆて添糸あり見物之
○薬師寺信濃の国之〜第場丁 沢田市兵衛事

○年中神社仏閣巡拝無事清月日

三月

江戸府内

三日　東叡山元三大師御縁日
因山内谷中清水口護国院にて大黒天加持の場
こて清人はあるふ

五日　浅草観世音北条社参詣法華堂に流鏑馬を
午王加持の修行を刻限あり

六日　日光修行にまつて深夜より今日は至り一七日の
長離の事なり

八日　東叡山御厨子御ゆるし御年の大小名駕
書院の風儀厳重の事　壮観なる事
此日茅場千本町法華寺の夢師生来の初

十日　東叡山　常宝院様　御厨子ゆるして観音の
武家百日八日の義の如し

○慈寛寺殿八月十日あり上野に葬る
主永五年　浅草に八月十日あり知る
十日　浅草に葬師を後に葬る

十六日

十日　昔婦人の縁日にて下谷
広徳寺門前寺田沼寺　塔頭寺
院移る　芝西久保　大仏殿
法華院茅場千葉師本社　善龍寺此外移る
此日浅草寺　東叡山塔上寺の　山門の橋を渡る
光徳寺に詣る

十七日　上野東叡山東照宮御
参詣　大小名の縁年
の如し

五月十四日
芝の神明宮へ詣でてかへる
十六日
塔上寺淵の観音の山門開く
五蔵の婦鬼宮へ詣でる

○諸國年中行事に大人王墓に五月十八日淵草観音
宮の祭武蔵国多摩郡淵草に寺歌山百石坊舎
四十丁ホ推古天皇の時に移す中興朱雀院
の時に天慶七年に毎年の両日平の公雅さだ人
武蔵の国にこもりて寺を建立す田畑を寄せ
かつる石観音本願すなわち蓮花
五月廿六日
廿六日の上巳三尊の新白まして諸人群集す
下川淵紀州の海を山のごとく九月廿九日
歌の八時より行むこの事七月廿六日
五月廿八日
又ち形下
月見を初まり下総小作の弘明王来迎

二月九日

法華寺六角神社　法華寺の鎮守なり　五つの小社天神
第六の天神　玉宮中五尊　やしろごとに玉を置　五の神八天神
才一神　五てまつります　才六面足尊　鎮根尊　をさまれる
ものなり　二つ　法華寺中行事　大全の見物

三月朱一日

二本樓の石碑　弘法大師の筆　彫法あり　書誤千石

弘法大師四十二年の彫像　自作

六月十五日

法花寺　水川明神　多紀
口　法華寺　観世音　ぎんさてらの寺を因幡の寺風
七月十六日

浅草観音参り　月六ノ日　長谷観音の縁日

○雑司谷ノ門寺ニ相撲あり

○増上寺山門ニ　浅草観世音山門ニ

月十五

白銀の稲荷堂　施餓鬼あり　紫雲山ニ

○浅草ノ王子稲荷ニ相撲あり

八月朔日

武蔵国小野の御宮　四十疋ニ　引まいらせ

月十九ノ

形城七面ニ

廣瀬神興行日

廣

十五日　河内國城内三吉明神社興行の人を入てなむ

廣

十一日　山口の祝言明神の祝日興行是

十五日　十一日より二番帝ゝ云　十五日より三番帝ゝ云

廣

四日　廣中二の社の三の礼田殿を撰て神事大ゝ云

三日　因社競馬あり

廣

十日　因社小糸

廣

七日　因

十二日　因神楽ふ　長月武藏国中の神宮寺ゆ社ゝ集て神楽と舞一養ゝ云ゝ馬式ゝ云

廣

十月
十五日
廿一日

河内城下町参詣
篠上神明宮参詣
岩舟城主の代官見物あり

十月
十六日

岩舟城下観音寺の観音参詣
北野

十月
三日

祇園大宮十柳社参詣

○紀言

江戸記

江亭記 大意部具出

武蔵野草賦 羅山文集 巻一六 武蔵野下具出

送甲二百領于出羽国

一続日本紀三十四 天宗高紹天皇 光仁帝 宝亀八年五月癸丑乙亥 仰相模武蔵下総下野越後国送甲二百領于出羽国鎮戍 追留国人丈作陸奥山海両道

一続日本紀巻十二 聖武天皇 天平九年夏四月戊午遣陸奥持節大使従三位藤原朝臣麻呂等言以去二月十九日到陸奥多賀柵与鎮守将軍従四位上大野朝臣東人共平章且追常陸上総下総武蔵上野下野等六国騎馬惣一千人閑山海両道夷狄等咸懐疑懼仍差田夷遠田郡領外従七位上遠田君誰人遣海道差帰服狄云云 下畧

浮浪人為柵戸 軍士器仗貯城

一続日本紀巻十二 廢帝 天平宝字三年九月庚寅遷板東

八国并越前能登越後等四国浮浪人二千人以為雄勝柵
戸、及割留相模上総、下総、常陸上野武蔵下野等七
国送軍士器仗以野　雄勝（オカツ）桃生（モフ）二城

一続日本紀　桓武天皇延暦十七年六月己亥勅、相撲（ヌ）武蔵、常
陸上野下野出雲等国、帰降夷俘、徳澤是溥、宜毎加撫恤、
令無帰望、取禄物毎年給之、其資粮罄絶、事須優恤、及時
節饗賜等類、宜命国司、且中自餘所須、先申後行　類史一百九十　俘囚部

奉幣名神

一続日本後紀巻二　仁明天皇天長十年閏七月乙卯朔、勅至于秋序、
洪水敗稼、大風害物、古来尚在、宜令天下諸国奉幣
一同上巻三　承和元年六月丁未奉伊勢大神宮及畿内七道名神
幣以祈雨也　○巻五承和三年夏四月甲午、頒奉幣帛五畿内七
道名神、為有遣唐使事也○秋七月辛巳勅曰、方今属西戚五穀
無穂、此有風雨徒序、恐損技稼、宜令五畿内七道諸国奉幣名
神、壊災未萌、其幣帛料、用正税、長官率僚、属自親斎、或
以神在必致徴應
一巻六承和四年六月丁未勅命五畿内七道諸国奉幣名神、豫
防風雨、莫損年穀　○巻七承和五年秋七月壬申分幣内外諸国
名神、以祈秋稼也、

毎国諸僧攘災

一續日本後紀巻二 仁明天皇天長 年六月癸亥 勅曰如聞諸国疫癘夭亡者衆、自非修善何以攘災、宜令諸国各請練行僧大国廿人、上国十七人、中国十四人、下国十人、三箇月間内晝轉金剛般若夜修薬師悔過、其布施者三宝穀十斛僧三斛、以正税充行、併致精進、

今年夏以来、大小疫病、行伝不絶、

勅修薬師経以悔之、行いたる

一同上巻三 嘉和元年四月丙戌 勅防災未萌兼致豊稔修善之力、職此之由宜令畿内七道諸国擇国内行者、於国分僧寺三箇日内晝則轉金剛般若経、夜則修薬師悔過、近于事異斷殺生亦如有疫病處各於国界攘祭、務在精進必期霊感、

○秋七月辛酉雨水氾溢 壬戌走幣畿内名神、亦命諸大寺及諸国講師、修法以防淫霖

一同上巻五 嘉和三年十二月丙寅朝勅護持神道不世一乗之力轉禍作福、亦憑修善之功、宜遣五畿七道僧各一口毎国内名神社令讀法華経一部、国司撿校務存潔信必期霊驗。

一巻六 嘉和四年二月乙未勅曰令人主安穩務在和樂不世十一面文悲秘密神呪之力、宜普告五畿内七道諸国請浄行僧七口於国分寺、一七日夜薫修十一面之法、

一巻七 嘉和五年十一月辛酉勅、近者妖祥屢見氣祲不息思民与歳怠寢与食其令黎庶無疾疫之憂農功有稔之喜不如般若此経之力大乗二不之德普告京畿七道、令書寫供養般若心経、仍須国郡司并百姓人別併出一文錢若一合米、郡別於一定額寺若郡館収置之国司講師、惣加換校、所出之物分為二分、一分充写経料、一分充供養料其米来年二月十五日各於本

勅、宓請精進練行堪演説者、開設法筵、受持供養、當會前
後、并三ヶ日内禁断殺生、公家所給之物、毎一會處以正税稲
一百束充之、度使普天之下、旁薫勝業、卒土之民、共登仁壽

文殊會

一續日本後紀巻四 仁明天皇 承和二年、四月己卯、勅令天下
諸国修文殊會、其會料者、毎年割取救急稲利三分
之一、先用

為遣唐使讀海龍経 大般若経

一續日本後紀巻七 仁明天皇 承和五年、夏四月壬辰、勅自遣
唐使進發之日、至帰朝之日、令五畿内七道諸国讀海龍
経、五月己未、是日詔令五畿内七道諸国、始自今月中旬
至使等帰朝之日、堅固講海龍王経、相並轉讀大般若
経、

寫進一切経

一續日本後紀巻八 承和六年、三月乙酉 勅令相摸武蔵上
総下総常陸上野七国相分巻数写進一切経一部、其経修
飾通同色
写進三史
一續日本後紀巻十三 仁明天皇承和九年九月丙申、勅令相摸
武蔵常陸上野下野陸奥等国写進三史
写一切経
一文徳実録巻五 仁壽三年九月癸卯 詔武蔵信濃両国写一
切経各一部

送穀一万斛于軍所
一續日本紀巻廿六 光仁天皇天應元年、二月己未、二月己未穀一万
斛、仰相摸武蔵安房上総下総常陸等国令漕送軍所、
田五百七町奉嵯峨院
一續日本後紀巻十 仁明天皇承和八年正月己酉、武蔵国、田
五百七町奉充嵯峨院

貢長人
一文徳実録巻六 斉衡元年十二月辛巳武蔵国貢長人一枚、
以備駈儺

給駅馬[illegible]

[illegible]牧[illegible]宣[illegible]駅[illegible]中[illegible]絶[illegible]言[illegible]

[illegible]見[illegible]

[illegible]

一續日本紀巻三 文武天皇慶雲四年三月甲子、給鐵印于摂津伊勢等二十三国使印牧駒牘

今[illegible]武[illegible]牧[illegible]

[illegible]

防人　さきもり

一續日本後紀巻十三 仁明天皇承和十年八月戊寅太宰府言、対馬司言、去延暦年中以東国人配防人、後又筑紫人配防人而並停廃也、當国百姓去弘仁年中、疫癘多死、急有寇賊、何堪防禦、望請准舊例以筑紫人為防人者聴之

遷高麗人置高麗郡

一續日本紀巻七 元正天皇霊亀二年五月辛卯以駿河甲斐相模上総下総常陸下野七国高麗人千七百九十九人遷于武蔵

国、置高麗郡焉

帰化人を安置事

一日本書紀三十高天原廣野姫天皇持統帝四年二月戊申朔壬申次帰化新羅韓奈末許満等十二人、居于武蔵国置帰化新羅人

一續日本紀巻十二廢帝、天平宝字四年夏四月戊午置帰化新羅一百卅一人、於武蔵國

移戸

一續日本紀巻六元明天皇霊亀元年、五月庚戌、移相模上総常陸上野武蔵下野六国富民千戸配陸奥焉

一同上巻十二廢帝天平宝字三年九月庚寅、遷坂東八国並越前能登越後等、四国浮浪人二千人、以為雄勝柵戸云云

一同上巻廿九称徳天皇神護慶雲三年、二月丙辰勅陸奥國桃生伊治二城営造已畢、欲土沃壌、其毛豊饒宜令坂東八国谷蟇部下百姓、如有情願農桑、就彼地利者則任願移徙隨便安置、法外優復、令民樂遷

修理寺塔神社

一續日本後紀巻三天長十年六月壬戌天皇不豫ニ丁亥是日為聖体有間、使神祇伯正四位下藤原朝臣潤足、奉幣於賀茂大神、又命天下諸国修理寺塔破壊者及神社 勅曰云云

帰化新羅人賜姓

一續日本紀卷十 聖武天皇天平五年六月丁酉武蔵国埼玉郡
新羅人徳師等男女五十六人、依請為金姓

令習新羅語

一續日本紀卷十三 廢帝天平宝字五年春正月乙未、令美濃武蔵
二国少年毎国二十人、習新羅語、為征新羅也

賜姓武蔵宿禰称

一同上卷十八 称徳天皇神護景雲元年、十二月壬午、武蔵国足
立郡人外従五位下大部直不破麿等六人、賜姓武蔵宿禰称

賜姓入間宿禰称

一續日本紀卷十九 称徳天皇神護景雲二年、秋七月壬午武蔵
国入間郡人正六位上勲五等物部直廣成等六人、賜姓入間

寵称

賜姓廣岡造

一同上卷廿六光仁天皇宝亀十一年五月甲戌武蔵国新羅郡

人、沙良真熊等二人賜姓廣岡造

江戸御時ニ朝鮮人来聘始

ニ付大客者の頃文禄の初ニ韃靼朝鮮江攻ニ来

ル慶長三年の比豊臣秀吉公朝鮮江攻ニ

東照宮の御命ニ朝鮮ニ渡海ス此時

ちやうせん和睦の事一切ハ

宗対馬の長崎ニ江戸の大城ニ

朝鮮王ニ使者の和睦ニ

別ニ書ものハ

朝鮮江ハ使を対ス

ニ付ハ使を立て

きりしたん宗門ハ

米千石賜ハ

長崎ニ係ハ

太刀ハ

東照宮の御方ニ

朝鮮の使者ハ

太刀ハ

長崎ニ

朝鮮ニ

和睦故

し事此謝しけさへざりける聘使来るべしとてその事
先達に對するにうけ給はれば彼の國の事詳にしりける評議
し鉄を作らせ給ひしとなん　海あれて東の國に漂ひきたりけんかたを
以て此日の年の四月朔日に朝鮮の使京にまゐりけるとて
都に留まる事一日ありて四月朔日江戸へ参り着きけるに
柳営にて其の時正使は呂祐吉　副使は慶暹　従事官は
丁好寛といへるもの奉りしものは人参二百斤　虎皮五十枚　鹿皮
五十枚　色紙百枚　大鷹五十連　むしろ百巻　青皮百枚
膃肭五十　清蜜油布五十端　同月の十四日に江戸を出立ちけるに
よりて　将軍家よりも賜はりける　三使には銀三百枚　上官
二人には百枚づつ　又以下は中官次官下官以下四百人
合せて金子は銀百枚を賜はりける事なり　又駿河の御城
に来たりける二年ばかり見ゆるものなりけるも　御城にまゐりて

ざ給ふ御依てすみやかに此の御宮にまゐりてやがて上野に
おもむきし祇の[illegible]　あし[illegible]の月[illegible]後て
菊枝の[illegible]り御時に先年太宮朝鮮[illegible]
し[illegible]へまゐりし此の男女数百人此[illegible]
故らあへさ給ひしのこといれの人[illegible]
へは事おほせ[illegible]　御[illegible]の[illegible]
まれひめ給事[illegible]例[illegible]これを[illegible]
漬きしの御世の初先に朝鮮[illegible]の[illegible]
[illegible]　此[illegible]
此往我書す加へ[illegible]二[illegible]津[illegible]の年
月事[illegible]の[illegible]詳[illegible]
て[illegible]のえ

武蔵守殿御返し

一 羽柴秀吉殿下 兼備給ふ御たかあけまへまいりけれは附武蔵の
御馬むかへにまゐりたるに日あまたつもるさまに仕事ありて
あちこちおはしけれど待かねて武蔵返へまゐりて古鏡とり
随身をとこみてしておくり侍りける

秋きて後さ郷の猶なくに行附きて人まのりて見え給へしき

青木忠友朝臣

御大城焼亡

一 諸家播於巳巻 寛永十六年己卯八月十一日江戸 御本丸
焼失去ル日ハ書記の者ハ御座所ニ而おこしの
火ニ而もとより飛上りて江様まつり出人皆ニ而御門ニ大火
下たる木ニ付燃る故 消人もなくなりて 西丸
移らせしより此(年)ニ去ぬしきりに大火をうけて本丸宮中
焼失せし 老中言上して云 此火ハ遠ク譜代大名ニ命下
して消させ人ニ申 何ぞ 厳有院様 是天曾之人力ニ及
者ニては誠ニ是迄ニ城人ニもかまはず 多く死傷有人ハ不
従にて其形し此時不思の世中出路なき也 こゝに
立入りけるに 松平伊豆守 故火て立て一つ通りて裏ニ入さも
是非申す此通し出て東ミ ... 人ニ怪我
ありしゆへ 伊豆守ぞ気転をきかせて新る ... 又屋根ニ

上ゑ御子ニでりさりしかバ忘れ様なきずしして
用ひける所なきて下知せられしをシくり此時
殿下井伊掃部頭直孝人に退の趣を仰ありき云ては
ま阿部豊後守忠秋 御城焼たるとき 紀伊家殿
あるる人ハ紀州家に御退て此之御城也ニ御出まして掃
部頭直孝人に御退きハ諸人の心も安かるべき中されしけるや

江戸御城焼亡
大猷院様御代ニ御城の御天守より火出来て御城の

これは焼失ありける時火急の事にて御移りしたまひしと世話
ござりし西丸に御移りあるべきよし仰事ありけ
るを道阿弥知りて保科肥後守申されけるハ御本丸焼亡の
のちにしは松平伊豆守信綱年寄衆一所にてさる事仰られし
御意なりしに一年ありき御城の紅葉山にうつらせたまひて
大猷院様西丸へ移らせたまひ御譜代の衆を召て裏の
しては此の節を恐りて移らるべきよし申されけるハ
御殿より御譜代の衆よりある御移りしと西丸に移られしとぞや
帰りたまひて皆々の名のりける
明和九年壬辰二月二十九日目黒行人坂より
火出来て大南風烈しく江戸中大半焼亡す千住
の大橋迄焼て品海の村まで至りて誠る明暦にもまさる
の大火也此時初ハ御城へも風にてかゝりしが西丸角

[illegible]

馬術上覽

一法[illegible]寛永十[illegible]年八月三　大猷院様
武[illegible]御成[illegible]法[illegible]
[illegible]行人[illegible]
[illegible]
[illegible]見物の侍[illegible]
及て還御[illegible]

彩雲人曲馬侍

彩雲人未聘事[illegible]
日[illegible]附物部[illegible]御郎侍[illegible]文[illegible]見ゆ

一徂徠文集巻一七言古詩　粟奴戲馬歌

高句粟北与胡鄰産馬驍騰似其人歳時国主修朝聘迺貢良馬隨国臣従行粟奴善戲馬軽便閑習莫若者西城門外楊子于一時爭觀傾朝野知者　法駕御楼視楼上珠簾半捲起、天威不言秋嚴肅千人万人屏息該投尉直前驀白扇電光一内飛匹練馬疑游龍人訝馬歩驟馳驚極八変邪看挺身立鞍頭黒風吹檣舟如箭須臾翻轉聊朝天譬諸豈吻衒楼巓坐臥以論德狀策倒垂何敢擬渴猿懐樹々不動蓬萊總動位神仙看他馬飛人自若笠上耽耽聽々然左右

步不容瞬、或跨雙龍類比肩、八變特畢 天意怡、逕
聞歡雷隱城雉、倏忽冲空人仙去、只見于頭樓馬馳、衆
人愕眙都罔措、神滅魂沒那得知、有物翩然出馬腹、振
衣還向御前趍、氊笠胡服熟視是、始悟校盡有餘奇、
贊歎声不絶賞賜應無貲、蕭叔時鞠躬再拜敬致辭、
賤技何足言、文武兩無裨、君不見箕子吾邦祖、来賓周
室朝京師、兩驂兩服乘殷輅、和鳶鏘々有威儀、舞交衢
逐水曲、此技何為乎、此時又不見豊王十万兵、叱吒風雷度
大瀛、二都沈旬拔八道、三月乎此枝祗云、奔亡資難與堂
々陣、爭衝、皇和今值仁明君、百年昇平息戰氛、
文鄰柔遠類有道、十獻航海梓山勒、遐方小人伴長宦、
聊以賤技娛、玉顔莱舞已歛、自古賞愈龍曼衍、至
今觀、何妨千秋又万載、持此長奉君王歡、

四ノ下

四景我有解

一 惺窩文集卷七 四景我有解 何地無山、山之無色者、意之懶也、
何地無水、水之不清者、心之忙也、所謂意懶山無色、心忙水不
清、古人云、我亦云、我日本六十州之間、誇游觀、廣覽之美者、以
関以東之八州為甲、八州之美者、以士峯武野、隅田筑波之
四景為冠、故不到者、為非人矣、予亦以斯遊為意久矣、嘗
聞佳山水者、觸發道機、仲尼之登泰山、在山上、有所以哉、文
禄癸巳蒙八州牧伯 源君亜相之佳招、而遊武之江城、而踰年
矣、旅寓環堵之室中、書我有之二大字、而扁之、有客笑曰、子
之莆然之行、李求有尺地、未有小屋、求有一物、何以为我有哉、
予曰甚哉、汝之拘矣、汝之溢矣、我有一宇、不假工巧、不費脩備、
汝卻不知哉、門顏于上、是我棟宇也、方趾于下、是我基址也、載

我侯我到處有我屋不可言無矣我屋之所在者乃我地也不可言無矣瞻前忽後者皆我之物也悉我珍具也不可言無矣夫雷之於冬雖爽未足奇焉夏雪皎潔之朝一由旬之士峯之高懸也仰成一箇吳笠則卻不重花之拎春雖美未足奇焉杖花撩乱之日数百里之武野之横鋪之成一箇楚鞋則又能香隅田之水之洄洄而貯月者瓢中之物築波之山之接々而抹雲者詩中之料也豈止是而已哉萬象者屋裏之有之不可与人客曰吁子之言者揚子之為我之君子者不可称矣曰然也衆人者屋裏之人之可以与之客曰子之言者墨士之兼愛之君子者不可語矣曰然之然則何也曰物皆有主豈無主也耶欲自有不可得欲与人亦不可得物皆有主屬主而已曰主为誰乎曰府君向府君府君不有向衆人衆人子有於戲人之所欲者我所不有也我之所有者人所不欲也於是乎室有空虛心有天遊納隅河于瓢中技筑于詩中士峯之笠武野之鞋鞋襪從此始瓢飲乎此詩與乎彼恍然自適則非四景而已非八州而已非六州而已四極八紘游覽之美舉在一身天下之山色不入而目涉天下之水清不洗而耳濡天下之至理不思而心得心廣體胖而初是為人而已斯遊樂哉地其不廣乎屋其不大乎物其不備乎斯游不亦恍乎不亦樂乎實咸武不能屈富貴不能奪貧賤不能移意必固我既絶之後便哉游哉我以为我有云客翻然起而斂衽謝曰子其學盈而小天下臨而嘆盡夜之人者欲非揚与墨

東都四詩歌 時

一南郭文集初編卷五　東都四時哥　春

花下誰家岐東山醉不歸、落花不相待、偏傍紅顏飛、

夏

不覺人間熱、況并避暑杯、餘酣何處是、江口大潮來、

秋

江近通溝水、城頭魚自肥、秋風吹一夕、處々釣鱸歸、

冬

謝家江左貴、歲晚不知寒、雪片簷前色、共憐柳絮看、

一金華文集卷一　都城歌

都城三月秋芳菲、千門万戸靄餘暉、大道如絲人如市、衣馬無處不輕肥、去年射策東家子、飛騰一日紆青紫、西鄰以貲入為郎、累探州郡台閣美、自是長門仁義在、布衣蔽体何不恥、性之与習不可移、今日不覺今日是、相逢休笑宋人宝、吾輩自有屠龍技、

一周南文集卷四　東都元日

乘車侯伯玉珂鳴、騎馬大夫雕戟迎、今日春風盈海内、上林鶯子一番声、

嶽雪遥懸天際寒、都門羈客捲簾看、東風吹冷屠蘇酒、欲頌太平猶未餐、

物部茂卿校書賜時授

[illegible]

命[illegible]六論[illegible]儀[illegible]詔

[illegible]時[illegible]官劉[illegible]海内[illegible]領[illegible]小[illegible]

事[illegible]述[illegible]詩[illegible]作[illegible]事[illegible]文[illegible]

一南郭文集 初編卷三 古言排律 徂徠先生奉 敕校書頒行特賜

時服賦此奉贈

星象燿東壁、天文拱北辰、山圖河上瑞、重譯海方珍、漢

主求賢急、梁賓授簡新、典章推博物、玉帛寵遺臣、

學照蘭臺日、恩開金烏春、校書投覧御、上策協咨詢、

名達元無近、聽聞必有隣、郎今經國業、敷施大平人、

浅草婆、沈石枕の事

道真親王世系記中誤つまりて庭訓往来
きはめて世を見て辛世世の事
石思議なる石あり石の方
あり人ありて侍り娘をもち
うつくしきの事なり彼の
石の変化して交合の
風情をなす時の事なれば
枕をなして夫婦枕の
なる衣裳男の形をなす
あれあきやいと我
彼の娘世の
沈論なる恩愛を
先祖

とをり海の事さぶ
あきてこんさぶ或は
世をて男の
婚きりて いせぎとの
をかけてこれ人
こうまで我娘
いのまりあり
なることと悪業を
ふの
古代の人
つまりの
さぶ

○今業より続石の法の事 江戸

こゝも我ら待をいふし給ふこの仮真の詩のたゞきなるを
きゝつきし給ふ此記を今本になし宗祇も記さゞりしは
僻事なり宗祇の記はおろそか也是は青蓮院道真の
記の我らのせんは記中に詩を宗祇に待作の事なきを
てしも知らし

一　江戸名所浅草明王院の姥の池　明王院に姥か池と云ふ
むかし此所に人家稀にして人の通りもなかりし所也旅人
旅人の宿を求むるに泊らしむる石の枕の所に
泊まらしめ老たる婆娘の美しきを娘ありて旅人か泊来
の旅人に宿をかし石の枕をあてゝ臥す時上よりも
大石を落し頭を打くだき殺して衣裳を剥とりたゞ
此婆は強悪既に殺害し九百九十九人に及び今千人目に
千人に成るべき所に浅草の観世音菩薩其身を変

若衆となりて笛を吹てなり笛の音をきゝけるに
月の夜に待て聞なかめありける宿に姥娘に語て
ことのわけを(?)のうち
この笛の音を聞く人の旅人なくてふしぎに思ひ夜もすがら
宿をかりまほしく思ふをけしきに見えしかばこの旅人を
言つくし母にそむきて彼石の枕をあてさせ旅人を
しが此一夜の事よりて旅笛の音ぎ給ふを思ひ
人の身代りに立ちて其時に大きなる石の枕にうち
あはれやいかに御けし給ふに姥娘のたくみをはかり
んで其後闇夜をうかゞひてこの道行き給ふに小坊主に
あるじの枕をのぞひ入て上より臥ども上へ大石を落し
上様とり所人を殺して旅人肝をとりしおそき命をたすけて
ありて足まちてなかせて近所しかましく姥婆は

つね此堂にて猿をとまりのきたるてまたこしまつり給ひけれ給ふ
菩提とて童子の姿にて我は是此法華の観音の変化なり
観音を信ずるによつて一つの笛を吹て汝が命をたすけ
救ひしといふて信ぜしを見てとりまきてやうにて失せ給ふ
旅人さてさて見てゐるこの観音堂に参りて(?)ぎ
上に待て疑ひ頭をよ白王の戸字三月十六日に観音八十の
猿の悪業は去りて地獄に落ちん事をさとりし事に
まつこの児を現じ猿が一命を救ひたまふ猿此児の哀れ
のなりと見て心をかへし共殺して我もとんで見ひ
心にかはいたらしてことてもし猿この猿が娘この児の
中にひとりしも猿となる恐ろしやとなりて一つの児の
見るにて遊び入ておもひしは猿が猿であるかまで
児を殺さんと思ひ例の石を落としは猿児をととなり

観世音の此寺に給ひていづくへか失せ給ひけん娘たちは
それにて果たり猿までましたりとて是をいふ事に児
もそもあらましてんにちてたりしてこちんとゆえて
失たりあはれ情なき猿を待てる観子の事先のなげき深く
此としさたへづしもやまりしん此地は寺をとりなげてこもし
ころや其観人大蛇となりまず人を殺す事一夥し
り給ふ一社の神に祈りて其悪霊をねがふせんり給へば
今までのへりて去りし神さまぬ諸病の難をも去りけり
疫病おこりしいとまもしかし此流行る時まで甘酒を作りて竹の
筒に入木の枝にかけて是を祈ればたちまち平癒する
ちやされば西河院の御製にも
武蔵なる宮の宮やつみ此石のまへにや跡はあらずとふ
さ添しやせましひけるこの猿が信けれつみ産は法華の観

吉宗江戸城の事ども

奥州米江戸運漕

一諸国御秘録十二寛永九年より奥州仙台領の米穀江戸
江廻る由今年江戸二ハ奥州米のみ二ハ比仙台領
より米の直段金壱両ニ七石四斗程ニ成仙台ハ金
壱両ニ六斗程成由

吉宗江戸城獄囲作事

一延享元年武州江戸城獄囲作事
見て海ニ入ル 東海ニ出て自然
入海より流れの海ニ成ル 武蔵国の中ニ大なる
大魚ども此入海ニ成ル

を知て あつまり来ること（ごとく）実東の海人 二人事をとり
磯辺の魚を小網にかけられて来ること 今武蔵
国鹿島郡 西の海士ども 悉く実東へ出て魚をとって
形ある幸ひうを形を地獄網といふ 大あみを作り網の両
端に人々 持綱のあををつけ 千尋百尋
名付 縄をこの船に引 もさきに人 数幅三寸の木をこの
名付て大船の ゆくこと千も二千も 此地木をこの木魚の
目あるを云 考るに云 両方に綱 水を六人 を七綱 を六
方海 漕出て網をあつ 方 綱ばく引 引けて大船
を引 聴いこと 網 平 あつて 左右の船の
さ 引 世船の 内 あ 此大魚 つ 船 事
一 海底のうらぐ 近 悪 引 揚 網 海底
まる 貝 こと 網 石 こと 海 付 まる

金然 海 網 海 大船 引 海 海 網 網 引 網
所 中 巻 車 巻 つけ 碇 引 網 引 海 網 網
海 人底 ところ 貝 海 貝 海 海 網 網 網
天地 開 所 貝 上 海 海 海 海 海 海 海
砂底 貝 上 海 海 海 海 海 海 海 海 海
海 貝 今 時 海 海 海 海 海 海 海 海
海 和 魚 印 貝 海 海 海 海 海 海 海
地獄 網 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海
海 地 魚 警 海 海 海 海 海 海 海 海
網 上 進 車 流 海 海 海 海 海 海 海
魚 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海
魚 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海
網 網 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海

いとゆの一つり寺、鯉舗い毎年見る至て西海より
来海く来る伊勢海海産房の浦より上る和鱈貫数二

風俗

一世界相伝下等東下句紙行ものの日もやうて並ぶ
那田さきて下りて海へ見渡す海
定免思世尺を新算火かをに書とだ元酒宴をもて舞
拾ふ三ちもちもする人面白のあうこうしはれ
三一二をおもしろ

天下の中に可憐なお先び流の百姓たちの
三りは有る麻よの伝だ助拾ようき世よ出
出ぢちふ拾ちぢ麻や拾いるや日ごに並れ美
年りてお長を拾ふすぢちこはうそたびの
思いしれをたぶりて蹄できいてきいたの浦
ちはうこうは山こて又ちふ

子がおもひぜ
あこがれたいあしまぬ膽の君はなるを知べし

伊達者　だてしやの

一　侍家源秘源十二　寛永二年まで家の成行事あり
此時伊達政宗の家来共皆美々敷衣裳を着られば
諸国の人こぞつて是を時の人伊達人と云初しより
今に至り風流なる人をば伊達者と云ならはしけり

上野花見

一　東叡　寛永二年造立　東叡山黒門より二王門まで
並木のことごとく花見所也　東照宮の後桜
桜山の門清水の後幕打廻し見物人多し　此辺南
まうけたる細川に小袖羽織を懸廻し小幕をはんべて打まぜ
しどもな鳴物は法度なり小唄浄瑠璃踊仕舞は
こぞむ諸人多し本丁石町通丁を初として江戸中の
の人残りなくまでも三月小袖をきていまだ花見小袖風流
をまぜたる事おどりつくしぬ花の下にまるく見物事一定
花見客こそやことに行ところもあり雨降れども傘をさし
さらに帰るを忘れてさまよひ花盛りを見るにしかしのこる
それを桜にひかれ行人はやあるまじ　行之子細は下町芝

[illegible]

[illegible]

[illegible]

處々芳菲僊子顔、

一南郭文集三編 巻三律 東叡山賞花

龍宮鳳閣對亂亂、花満東山望自分、池近且疑梁花雪、樹晴猶見漢陵雲、綺羅桃李春相乗、岐樂登臨日作群、園邑元縁充奉地、烟華到處借宋芬

人得飛字

東叡山上陽春衣、東叡山下背花歸、同看終日酣歌霧、風起眩来為雪飛、

一儼塾集九 遊東叡山觀櫻 毎々用和歌意

未寒何雪四林塡、東叡櫻開三月辰、携杖来看山寺々、挿頭閑擬大宮人、雖風片々無心散、碧柳交梢映日枝々深色新

加錦雲 見渡せば柳桜をこきまぜて 芬芳想得九重春 いにしへの奈良の都の八重桜

西川海晏寺 紅葉見物

一儼塾集九 孟冬念五与筐渡中村泊 汀渡観海晏寺紅楓脈脈無呈伯汀、蝶車楓斜傲多初嬋嫚紅黄花不如、筐渡猴猿聽無尋投管走如来猖予路涇浪聲奔、我自 坦途乗汀興、水陸異行君莫訝、扣過處々比仙居、軍況平生喜白鷗、底事多翻親楓蹟、豈從題葉艶情流、慈愛昌霜義孔凛、已到海晏鷲烘赫、法矣當時称

名品楚岸景江一併收蕭　野寺好風飲岩邊斟立
欲振亭林下酒思燈酒洗塵痕井寂寞道遥
物外乘悠久吉性固無詩話工之子獨有陶謝手誰
道暮鐘急促帰江震相映在山後

海景寺紅楓

野寺霜楓動詩興幾人坐愛夕陽車錦成錦浦
滿林紫葉山勝賭二月花晴輝鉢射西山日緋色
遥連東海震登見高雄秋後景臣靈一枝置
天涯

三股舟遊　月見

一江に名所伝六重（汴水中ゆく流れ宴ぜうぎさうとて云て
す旅の男は）清き中を流れ汴河の底を云宴い流れ
川霧の高新地の三方通て水のとう行流時
下を行くこゝ何ちう面ふきこゝ八月十五夜
の月はいさを書残上下面を飾す暮をもこゝ
三股ちう浜泡洲をさして押出す舟をこゝ
調い流ぐみ笛を聲小寺三味線こゝ乙の音ぐ
さみこの風と共ぐ行ぐ常こゝ寺先ぐ行ぐ
舟をこゝ三股ちう花火を中ゆきれ我おこゝ
いろ〳〵花火をこゝ互ちう先合てごとも考れ弟こ
角稜牡丹の菊のぶち〳〵や雲の玉ちう流星こゝ雲井

まちかるふのぼる先ぐ行やう
ゑ〜て月て花ことを並べて見る形まき月の名所い源氏や
明石やさら〜形や狭衣山やも浦あと山ゆも宇
り行ごこの三朕月て見ゆ月あとやもあくて〜さあと
月ゆる

月ところ〜まち〜漕ところ〜ゆる　宇治中ゆう形
さいしあやきあけ形ゆるあ大名の舟こあ〜ゆて黒き舟
あ先〜水きこと水に挺の櫓ゆ押て汀書きて三羽
の形ゆと射がわ〜うちひ法きた法言の一ゆ郎をゆメば
櫂ときゆ形ゆ形ゆと考げるこ〜こ〜ふるふ渡る月ゆ
氏代の考る〜さん所あ〜こて
櫂ときゆ形ゆと考りあふ花の江こ〜ぐみの色香ゆ
あ〜ゆ

櫂形
一紫　本巻の遊形形　東ふ九淵草櫂の舟こ大形の初へ
山市九日本櫂の形ふ九ふ〜ゆ作法東国九ふ大き〜
間色形八百ゆ考き法依えやまく九ふ名ず〜然一九九百
ふ九ふ法ふ江戸櫂の形神田市九神田ゆて一番大き形る
形ゆ一年ふ形月の景き日　王の形る流ゆ島ゆ色ゆ
ふこと形の考る〜ゆ考ば〜ゆ汗玉ゆ流〜氣ふ九ゆ
目開〜曹ゆ島あ〜ぎ行ゆ一櫂ゆ作ふ力ゆ形
ゆ考て清〜車ふゆ世形ゆ川ふあ考ゆたまい風親ふ
て行〜初ゆて初所川布多河近〜漕ふゆたる
川色ゆ〜ぐ〜ふ法浪ゆふ法ゆ知ぐ色月の新ふ
ふいさんふふ然一九ふ附花海ゆる考流〜

[illegible]世十三人[illegible]り暮[illegible]高[illegible]巻揚[illegible]世源行る[illegible]勢
[illegible]さ[illegible]人[illegible]音の[illegible]木[illegible]又[illegible]
さ[illegible]の[illegible]風[illegible]棹[illegible]
三[illegible]の[illegible]の下[illegible]清[illegible][illegible]川[illegible]源[illegible]
風の[illegible]市[illegible][illegible]一[illegible]
[illegible]国[illegible]世[illegible]昌[illegible]
[illegible]柳[illegible]殿[illegible]千[illegible]百[illegible]三十[illegible]見[illegible]
[illegible]川[illegible]釜[illegible]観音[illegible]見て山の麓
の[illegible]清[illegible]清[illegible]乳山の山市[illegible]
[illegible]花市[illegible]柳[illegible]高尾[illegible]芳[illegible]三[illegible]田[illegible]
[illegible]枕[illegible]流[illegible]泉[illegible]高
[illegible]代[illegible]祈[illegible]足[illegible]
天の[illegible]大[illegible]日和の波吉[illegible]

[illegible]棹の[illegible]柚[illegible]
[illegible]
清草の[illegible]
[illegible]
[illegible]乳山[illegible]
[illegible]
[illegible]

一周南文集巻四陪徂徠先生同諸子泛舟分得天字
樓船簫鼓下晴川人醉白雲秋色天詩就瀛洲老玉黄
奈何明日世間傳、

比久尼

一紫式部巻六夫もの葉研切に無く毒切裏付るとりしも
ちかけてまゐり下町そい町とりまぜ比丘尼風　ゆ　貴公子
てゆ移派南林の昔夢隠禅師が妹之こも比丘尼あるを
ちづを皆有ぶり後ハ下ぶり後ハ　おもてをて　盃
飲ちづきゆを陶ゝ赤男子あら今知人を求先　打ゆ
ぶ先ろ下ちらあを人ゆ水去わ派
おれちけをゆ　言元ゆを代扮ゑいけを書安を書を

ゆを治治の帷子　志ゆもの幅廣草　男刃一寸のちげ既中
又ぼ　ゆて色をあを小比丘尼供車をる砂をこゝを
市川流の歩ものこと　ゆ大事の　一　森
見さゝ　き夢ちげ男ひをもの根　之のこぐ
事ゆてひを作り也

○今ゆをる世出を刃和三年の比をゝをの
を比の比丘尼の風俗男の俗ぶゝ　僕が知き附
ちこぶをもをゝをの

神田明神参礼能具行

一 [illegible]記巻[illegible]神田神事[illegible]事[illegible]江戸の城初[illegible]事

[illegible]

大心名[illegible] 城印[illegible]

一 護園録稿下 観百官早朝 島帰徳 錦江

天家八百古諸侯、玉帛千年朝有周、北闕祥風揺雉尾、
南宮瑞霧繞蟠頭、日臨法座龍章曙、春透金罍仙液流、
宴罷時聽鳴佩散、殿前廣樂轉悠々、

一 周南文集 巻三 東都元日

玉帛朝春會上游、和風此日滿中州、黄河若帶周諸
國、朱邸如岡漢列侯、嶽雪新含佳氣翠、海澌先送
渤雲浮、野未草木多生意、膏澤可知澤物流

[illegible]

三月[illegible]諸大名の[illegible]息[illegible]会[illegible]参詣の[illegible]中[illegible]礼之
[illegible]京都大坂[illegible]良堺[illegible]伏見淀江戸[illegible]用途町[illegible]
の人[illegible]礼[illegible]入て[illegible]風炉[illegible]西刻[illegible]度[illegible]
[illegible]大名[illegible]の法[illegible]支布衣[illegible]上[illegible]役人
也[illegible]の猿楽の看[illegible]板[illegible]紙[illegible]風[illegible]雖[illegible]
老松[illegible]二[illegible]の[illegible]風[illegible]
者し　城の大小名[illegible]看衣[illegible]
[illegible]剣[illegible]五節看板の[illegible]風[illegible]世[illegible]
大下[illegible]大[illegible]火[illegible]焼[illegible]事

[illegible]

海草川雪見

一金華文集巻六　海雪游記

久哉余之夢寐雨猶且不可得而況雪乎歲庚辰之交、
下風麋而霾、余僑廬火、旣十有一日、守秀濟之居、亦火、二人者、相逢
乎途而笑、何造物之見忘、至斯極哉、有奇福者、必
有奇禍、顧文人而已、何所激、其福邪、二十二日大雪、則
災之已罹、未罹者、皆驩然乎、不掾驩羅焉、今指掌大
叫、福果奇哉、乃捉秀濟而往、縢維迪、從賞一葉艇于
大海之下、載以酒、篤立操之如飛、夾岸復屋、福舍、亦
向後飛也、轉盼之間、過三又口、而名溯栗辛鏡中矣、
紜紜乎、飄蓬也、邪、四顧上下、莫不皆重、俯舷焉

則酒去則

則花紫淩淋底来邪仰之疑彼海龍王如意宝而雨者如此其霧矣獨果奇哉造物亦何忌我乎大氐視乎雪莫如横焉而奈其不可行何行乎雪節則疲且難觀哉轎雖逸乎奈其獨何皆不速也馬速哉不亦劣乎唯舟以横行邪況可以偕游乎廣莫之中可以同賞乎千里之外横莫若也賞乎海者以海乎晴連文漪猶則順矣何不得花柳以稱春哉以月邪繫空卿沂流光乃動於鎮紛之鏡哉故賞海以雪者兼月花之美重之以壯思今我所又並壯之以酒更酌以敵寒雪益甚則益酌弗已酒去則天者皆醉矣相与藉臥于蓬中而不知篙工之載我以還

深井鄰躅花見

深井村の往藝家ゐ羊鄰躅花の数樹ゐ花の

さかりを見物ゐ

一儼塾集九　深井村鄰躅花

映山照水帯薫風珠琲玲瓏開紫紅往日唯聞羊鄰躅今驚異種百般濃

月三

元三大師堂より東鹿山明寺に至る人群集せり
おこし地木綿の市あり此市原戸月二度遷化堂
あり元三大師堂に詣る信者一二

橋大明神

猿回の新作の先二つ所の時の句なり（後ろ）村る橋大明神
の社有橋那の社等（ここ）云ふこの名の人に法名集信の時
まで此社（年）にて隆る外（年）にいされてもいされて
此社（年）にも外（年）神を必ず怪なる云ふ人たり
小見村人新田大明神（年）に年にまでに
小見村人に新田大明神に年にまでに
の形にまで変化にて此村にもいり小見氏

の孫なる此氏神に対て敬方の孫なる新で今に信
こたるのて云罰あた故ぶ

○政令

援軍差發事

一續日本紀卷廿二 廢帝天平宝字三年十月辛未勅坂東八国陸奥国若有急速宗援軍者国別差發二千已下兵擇国司精勇者一人押領速相救援領下国分二等圖拾天下諸国、

検田

一續日本紀卷廿二 廢帝天平宝字三年十二月丙申武蔵国陸没田九百町備中国二百町便仰木道巡察使便勘検自餘諸道巡察使検田者亦由此也其使未至国界而豫自首者免罪、

調習陳法造兵器

一續日本紀卷廿三 廢帝天平宝字五年十月丁酉以従四位下藤原恵美朝臣朝狩(中門)為東海道節度使(正五位下百済朝臣足人従五位上田中朝臣多太麻呂為副)判官従四人録事四人其所管遠江駿河伊豆甲斐相模安房上總下總常陸上野武蔵下野等十二国按定船一百五十隻兵士一万五千七百人子弟七十八人水手七千五百二十人数内二千四百人肥前国二百人對馬嶋云云下畧已自免三年田祖悉赴弓馬兼調習五行之陣其所遣兵士者使役造兵器、

乘諸豊嶌二驛置馬事

一續日本紀卷廿九 称徳天皇神護景雲二年三月乙巳先是東海道巡察使式部大輔従五位下紀朝臣廣名等言云

中畧又下総国井上浮橋、河曲三駅、武蔵国来諸豊嶋三駅、
兼山海両路、使命繁多、乞准中路置馬十四疋、奉勅依奏
○今案ずるに、兼満の代、考訓は東海道の駅名、水所渟
曰諸と云へり、方言なるべし、沼澤なるべし

移東山道属東海道

一同上 養老二年 元仁天皇、霊亀元年、十月癸卯、太政官
奏、武蔵国雖属山道、兼兼海道、公使繁多、徒供雑
徭、其東山澤路、遠近不称、宜新加駅道、下野国足利
駅、此駅道之分、任近江野洲、坂本両駅、
到武蔵国、事畢去日、又取同道、向下野国、今
東海道去、近江澤道、東参澤道、下総国、今有此駅
此駅便近而去、此駅、損害極多、臣等商量、改
東山道、属東海道、公私得利、於得而人馬疲、奏可、

出雲国置鎮兵

一同上 養老二年 元仁天皇、霊亀元年、六年、十月癸酉、出
雲国言、蝦夷餘燼猶未平、弥三年之后、諸鎮兵五百
卒、六人、且鎮要害、且遷国府、勅美相模武蔵上野
下野、国兵士、発遣

送甲斐出羽国鎮

一同上 養老四 元仁天皇、宝亀八年、十月乙亥、仰相模武蔵
下総下野、駅馬国、送甲斐二百領、出羽国鎮戍

習兵

一同上 養老七 桓武天皇、延暦二年、六月辛亥、勅曰、夷虜
乱常、為様未已、追則鳥散、拒則蛛結、須練兵
教、卒備其寇掠、今聞坂東諸国、有軍役、毎多怯
弱、全不堪戦、昨有雜色之輩、浮宕之徒、或使弓

馬或城戰陣有微發未嘗差點、同日皇民、豈合如此
宜仰坂東八国皆取所有散位子郡子弟、及海宮
等類身堪軍士者隨国大小一千已下、五百以上、專習
用兵之道、並備身裝、即入色之人便者、當国司下、
免除仍勒堪事之司了人專知勾當、如有非常、便
即押領奏聞可告事機
送軍糧及造於多賀城
一同上卷廿九 桓武天皇延曆七年庚午三月、軍粮三万
五千餘斛、仰下陸奥国運收多賀城、又糒、三万三千
余斛、並造仰東海東山北陸等国、限七月以前轉
運陸奥国並由来年征夷也
送步騎簡點弓馬人
一同上卷廿九 桓武天皇延曆七年、三月辛亥、下勅曰、調
發東海東山坂東諸国步騎五万三千八百餘人、限来
年三月、會於陸奥国多賀城、其點兵者、先盡前殺
人軍、経戰、叙勲者、及常陸国神賊多後簡點餘人
堪弓馬者、仍勅比年国司等、專心奉公、每年闕怠、
屬阻成謀、苟曰司存、豈應如此、若有更然、必以之
軍、興從事矣、
救飢疫
一後日本後紀卷一 仁明天皇 天長十年五月甲寅、京師
五畿内七道諸国並飢疫焉、下詔曰、支一穀不贍、百姓不
嗛、必導救之之典、兼明勸構之義、是則求廣恤隱
固本厚生、雖沿革有時、而斯塗莫爽者也、朕虛膺
明命、撫字黔黎、思修和平之猷、以登仁寿之域、如聞諸
国去年穀稼頗乖豐稔、今茲元元、阻飢且疫、朕每之

司牧未克綏之、諸言念焉、憮然何弭、況只畏時難
至、蠢殖易盛、不有矜情恐失肆力、宜京畿内七道諸
國飢民量加賑給、令獲支存、事委守宰、必也審察
務崇簡允、副朕意

避諱

此時天子の名諱なれば美名の文字を改め
事を天下に作す作す事の名諱なれば先代
の名諱を避ぐ故の事なり

一續日本後紀巻二仁明天皇天長十年七月癸巳天下諸国
人民姓名及郡郷山川等号、有觸諱者、皆令改易
今案ずるに仁明天皇の名諱は初めは日本根子天璽聰慧尊
なりしが後に正良と改させらるるに名諱を避ぐ

事は此記の中巻に兼和二年四月己巳朔たりしに
二世紀中に良房公云々若正貞王なりしなれば
行方なる諱ざるべし見ゆ周の改を用ひ給ふ

墾田不開間公私共利

一續日本後紀巻七仁明天皇兼和五年八月壬辰勅五畿内七
道諸国勅旨并親王以下寺家所占墾田地未開間公私
共利若不隨憲法令民愁苦者、国宰郡司解却見任、
修理天下寺社

一同上巻七兼和五年九月甲戌勅令修理天下定額寺堂舍
并佛像経論及神社諸社、

宣稲代錢禁

一同上巻七兼和五年冬十月乙未勅畿内諸国雑宜稲代
収銭一切禁之
勧課農業
一同上巻八兼和六年閏正月丙午勅世恒之貯由有年麦稌
之穫之在務業得去年勧農諸国救荒今茲不勧習俗
猶怠宜令諸道諸国勧課農業必期豊年
一同上巻九兼和七年三月乙未勅頃者風俗澆漓凋弊相属者
費之術儉約是憑宜自今以後世所服裳夏之表紗冬之
中裙不論貴賤一切禁断裳之外不得重着京畿七道
唯制禁断

一続日本後紀巻十三仁明天皇兼和十年六月壬午伊賀
摂津三河武蔵安房上総下総近江駿河陸奥越前
加賀丹後因幡伯耆出雲石見周防等十八国飢
勅加賑恤

一武蔵国司事

○按ずるに第四　諸国司条に

仲哀朝天慶八年九月廿日大和記に流れ出る記中に

相模国　武蔵国　安房　上総　下総　常陸

上野　下野　右見之　書上

正上十一箇国　十二月　香

武蔵守二員

一後日本紀　天宇高郎天皇　元仁帝　宝亀六年三月乙

未　始置武蔵下総守二員

武蔵国郡司事

一弘仁格　太政官符　依延暦十五年三月廿六日符任主帳転擬

事　右得武蔵国解偽称神亀五年四月廿三日格云、銓擬郡司、自今以後、転任

少領擬大領例者、待有堪用新人、然後一時転擬者、因茲転擬新擬、奏参朝

而収納正税貢上調庸、此尤盛時望、請新擬少領、依期貢上、転擬大領、留国

預務、然則各得其所、雑務易済者、被大納言従三位神王宣偽勅、依請

諸国亦准此　延暦十六年十一月廿七日　五代桓武帝

八王寺七郷同心　百人組

天正八年寅ノ年　頃ノ海立ノ上潮の時

七郷ノ内中ノ百の者ノ八王寺ノ内ノ

者人あるたるを抱て少弁ノ甲ノ長持の

[illegible]

改武蔵国権史生為陰陽師事

一三代格五太政官符 應改権史生為陰陽師事

右得中務省解偏陰陽寮解偏武蔵権史生屋代直行款状偏
謹撿案内出羽武蔵等国元来無陰陽師而依国解状以陰陽生
始置件職出羽号陰陽師者寮依款状申送者省依解状謹
請官裁者従三位守大納言兼左近衛大将行陸奥出羽按察
使藤原朝臣基経宣奉 勅依請

貞観十四年五月二日

○復徐 賑給

○免庸調

一續日本紀巻四 元明天皇 和銅元年春正月乙巳 武蔵国秩

又郡獻和銅記曰恒嚴免武蔵国今年庸、當郡調記
天皇命年衆軍宣

免租調

一續日本紀巻六元明天皇和銅七年、冬十月乙卯詔美濃
武蔵下野伯耆播磨伊豫六国大風發屋、仍免當年租調
未納赦除及免田租

一同上巻十九称徳天皇神護景雲二年、六月癸巳武蔵国秩
父郡雉初云永言休徴、固可施惠宜武蔵国天平神護二年
已往正税未納皆赦除、又免久良郡今年田租三分之一

飢賑給

一同上巻廿七桓武天皇延暦元年、三月乙未武蔵陸奥土佐等
国飢、並賑給之、

寺社寄附

一続日本紀巻廿七桓武天皇延暦元

賑恤

一續日本紀巻三 文武天皇大宝三年五月庚子武蔵国飢賑恤之

賑貸

一同上巻六 元明天皇霊亀元年五月辛巳朔乙巳摂津紀伊武蔵越前志摩五国飢賑貸之

赤烏 あかきからす

一続日本紀八 養老五年春正月戊申朔武蔵国上野国並獻赤烏

白雉

一続日本紀巻十九 称徳天皇神護景雲二年六月癸巳武蔵国獻白雉、勅以垂薄、謬奉洪基、君臨四方、子育万類、善政未治、海内疲情、於負童、源風或聘、常駭念於馭奔、於思武蔵国橘樹郡人、部多(スガヘ)部吉志五百国、於同国久良郡獲白雉獻焉、即下群卿議之、奏云、雉者斯良臣、一心忠貞之應、白色乃聖朝重光、昭臨之符、国号武蔵、既是戰武崇文之祥、郡称久良、是明宝曆延長之表、姓是吉志、則標祝民子来之心、名五百国、固彰五百部貢之験、朕獣、挑毒、既還愧寡德、昔者隆周刑措、詩嘆乃致、豊碩升平、古今亦獻、永言休徴、固可施惠、宜武蔵国天平神護二年、已往正税、未納、皆赦除、又免久良郡今年田租、云云、又国及久良郡司、各叙位一級、其

獻雉人五百国宜授従八位下賜絁十匹綿三十屯布四十
端正税一千束

米華

一後日本後紀巻七 仁明天皇嘉和五年九月甲申朔七月
至今月河内摂津伊賀伊勢丹波武蔵上総
等国霖雨信濃越前加賀越中播磨近江丹波十六
国一二相続言有物如灰従天而雨累日不止但雖似恠
異無害損今茲畿内道俱是豊稔五穀價賤
老農名此物米華云

金雪

一此年九代記七曜雪集 寛平二年六月九日云々武蔵
国金雪降すすもこの日雪降りて降雪雹の降け

大風

一続日本紀巻六 元明天皇和銅七年冬十月乙卯朔美濃

武蔵下野、伯耆、播磨、伊豫六国大風發屋、仍免當年租調

江戸洪水

一金華文集巻一　瓠子歌

瓠子決兮范滔天、浩々洋々兮奈吾桑田兮桑田兮
吾民為魚、功無已時兮安所歸、刑白馬兮湛璧玉、東
郡病兮新不厚、捷淇林兮滿渚涯、風而有常兮
水不揚波、宜防成兮謝蛟龍、河伯許兮萬福降、

日本書紀
舊事記　少史橘作ヨリ以ヘリも既ニ古たりとのたまれいたまきりり用
本朝逸史　日本後紀の逸文ニ
文德實錄
類聚国史
令義解
延喜式

古事記
續日本紀
三代實錄
續日本後紀
令集解
類聚三代格

明月記　寿永元年の日記也

參考古事記

兼久記　桓武朝の兼久の記也
少系九代記
北条五代記　少系北条五代の日記
諸家摘抄

万葉集

古今和歌集

菅川百首

夫木和歌集　吉田兼好の和歌集を集め奏上
菟玖波集　鳥丸光広の宣旨　寛永　乙亥二月　冥加
春夢の記
孝範詠草　木戸氏源左衛門孝範の自分院の時代の人

鳥丸光廣道記
宗久旅日記
東土産　永正六年宗祇紀行之記冥加帳
澤菴和尚鎌倉記行
○北条九代記　竹内東海道記行
吉田兼好東海記行　文明十二年の記
東見記　林信秀日記寺の和尚を云ふ
諸雄要選録　作者未考　天正の比の作
酒井忠古記　永禄の比の記作者未考
武蔵鑑　北条氏一名一夜日記　天正の比の作者
玉雪記　冥加帳　田沼氏の事義章作享保の比
東鑑　冥加帳
熟海比志　能本

秋文師礼拝日記

日帰りの条

実東上記　作者詳

水戸詩人物語

元政法師身延行記　高橋元政法師身延詩文を作る元政法師身延行の次に人麿

宝久旅日記　観音の比宝久法師東海道の旅に別れ今年宝久の旅日記

観音元年房総巡業尊氏の軍に今年

明和七年房総巡業して百廿七年に当る

心敬僧都記

年号を詳にせず

七年行事記

実東の下行　那川のほきてを記す

羅山文集　林信春作

同詩集

日本国事跡考　林考察

刊書

[illegible]年記
本朝[illegible]志
[illegible]系図
毛井系図
[illegible]記
紫一本 [illegible]
江府神社[illegible]記
三田雲庵
[illegible]
[illegible]

関雅冒記
[illegible]永[illegible]傳
[illegible]太郎傳
多賀尾[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

南白蓮伝 一巻　赤堀良浪士

江戸砂子

玉椿翁

蓮華法師作吾妻忠兵衛ナルヲ以テ八年の月日を求ル
此六戒作者詳ならず

元明寺蔵書目録

神明鏡

徂徠文集
南郭文集
菱園録稿
金華文集刪
江陵集

荻生惠古萬
板倉小古萬 服元喬
平原古萬 平玄中
万葉和高原資

老圃堂集

形川木菴 道圓七男後改姓 祐筆

玉井文庫